

性能評価（遊戯施設）における申請手数料一覧

申請区分	建築基準法・建築基準法施行令の該当条項および対象区分		手数料(円)
遊戯施設	令第144条第1項第三号イ	遊戯施設に衝撃が働いた場合の乗客落下防止構造	310,000
	令第144条第1項第五号	遊戯施設の非常止め装置の構造	410,000
	令第144条第2項	遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分 (令第129条の4第1項第三号の読み替え)	510,000

注1) 性能評価の手料金は、申請1件についての金額で、施行規則に定められた金額です（消費税はかかりません。）。なお、手数料の算定根拠は以下の国土交通省ホームページに掲載されています。

（国土交通省 HP：<http://www.mlit.go.jp/common/001119889.pdf>）

注2) 手数料の納入が遅れた場合、納入が確認されるまで性能評価書の交付を保留させていただくことがありますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

〒105-0003 東京都港区西新橋1-15-5 内幸町ケイズビル

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 認定評価部

TEL：03-3591-2461 / FAX：03-3591-2008

E-mail：nintei@beec.or.jp